

上川町認定こども園通園費助成制度について

上川町認定こども園の通園に関する負担軽減を図るために通園費を助成します！

対 象 者

下記2つの条件に該当する方が対象です。

- ①上川町の住民基本台帳に登録されており、認定こども園へ通園している児童の保護者の方
- ②居住地から認定こども園への距離が片道4.0km以上離れている児童

支給経費

通園費は「(支給単価×通園回数※)÷2」で計算します。
1か月ごとに算定を行い、6か月毎に支給を行います。

※「通園回数」とは…保護者が自家用車等で送迎した回数(片道1回と数えます)

支給単価(片道分)4.0km～6.0km未満＝100円 ※6.0kmから2.0km毎に30円加算

申請方法

担当窓口「上川町認定こども園通園費用助成申請書」と「通園証明書」を提出してください。
※4～9月分は10月上旬まで、10月～3月分は4月上旬までに窓口まで提出してください。

注 意 点

- 勤務する事業所から通勤手当が支給されている場合は、“通園児童の通所経路”と“通勤手当の支給対象経路”の重複する部分は除いて、支給経費の距離計算を行います。
- 助成金の支給は原則、口座振込で行います。口座振込が出来ない方はご連絡ください。
- 認定こども園入園者で層雲峡送迎車を利用した回数は通園回数に含みません。

申請方法など分からない場合は、気軽にお問い合わせしてみてください！

★助成を希望する方は 下記連絡先 までお問い合わせください。

【当制度にかかわる連絡先(担当窓口)】

〒078-1762 / 上川町新町323番地5 上川町認定こども園ここふれ 内
上川町保健福祉課介護福祉グループ子ども子育て係(電話:01658-2-1030)

